

外部評価報告書
(生活科学部評価結果)

平成31年3月



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

目 次

はじめに

I. 外部評価結果の概要	- 1 -
-1 基準ごとの評価結果-生活科学部	- 1 -
-2 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善	- 17 -
-3 平成30年度外部評価委員による質疑・応答	- 19 -
II. 外部評価委員の総評	- 23 -
III. 参考資料	- 26 -
-1 評価指針	
-2 部局別評価要項	
-3 評価実施体制	
-4 外部評価委員会委員名簿	
-5 お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿	

はじめに

国立大学法人お茶の水女子大学では、学校教育法及び同法施行規則に基づく自己点検・評価を、「国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項」及び「同部局別評価要項」に基づき7年以内ごとに1度行うことを定めており、平成16年度の国立大学法人化以降、3度目となります。

実施いたしました自己点検・評価は「大学改革支援・学位授与機構」が行います「大学機関別認証評価」で定めております教育活動を中心とした評価項目・基準・観点を基本として策定いたしました。

評価方法としては、策定した自己評価書を学外の有識者により構成される「外部評価委員」による書面調査と訪問調査（平成31年1月11日）を実施いたしました。委員の方々には、貴重なご意見をいただき大変有益な示唆を受けることができました。

この評価結果を今後に活かし、本学が取り組む教育・研究の質の改善や向上等に活かしていく所存です。

平成31年3月吉日

お茶の水女子大学長

室 伏 きみ子

I 外部評価結果の概要

I－1 基準ごとの評価結果

生活科学部

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

- ① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学則第1条に大学の目的が、学則第6条に生活科学部全般と、食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科、心理学科の計4学科の目的が述べられており、大学教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合している。
- 生活科学部の目的は、学則第6条に、「自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする」と定められ、学校教育法第83条にも適合している。

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学則第1条に大学の目的が、学則第6条に生活科学部全般と、食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科、心理学科の計4学科の目的が述べられており、大学教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合している。
- 設置目的を達成するため、人間らしい豊かで健康な生活とはなにか、異なる人々との共生にどう対応していくのか、環境と人間との共存の実現にはなにをすればよいのかをテーマとし、各学科の目的を定め、社会の変化に応じるべく、平成30年度より心理学科を設置する準備も行った。

基準2 教育研究組織

- ① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部は今まで食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科の3学科から構成されており、それぞれ学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。
- 生活科学部の設置目的、教育研究上の目的、育てたい人材を実現するため、人間生活の基本的な主要問題群に沿って、食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科の3学科で編成し、平成30年度に心理学科を新設して4学科体制としたことは適切である。

- ⑤ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成等を審議している。また、生活科学部には教育課程や教育方法について検討するカリキュラム委員会が設置されており、必要な活動を行っている。
- 生活科学部教授会は、教授会規則に則り、教育活動に関わる重要事項を審議するための必要な活動を行っている。また、学部には教育課程や教育方法について検討するカリキュラム委員会を設置し、その審議内容は上位組織である学務部会に諮られている。

基準2 教育研究組織 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部は教育研究を達成するために適切な3学科から構成され、その教授会やカリキュラム委員会において必要な教育活動を適切に行っている。
- 生活科学部の教育研究に係る組織、各種委員会、その他必要な体制について適切に整備されている。全学的な部会としての、全学教育システム改革推進本部やリベラルアーツ部会などと学部の教育研究組織との関係についても記述されていると良い。

基準3 教員及び教育支援者

- ① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部の教員は教員組織である基幹研究院に所属し、教育組織である生活科学部に配置されている。生活科学部には学部長が、各学科には学科長が配置されており、責任の所在が明確である。
- 教員は所属組織である基幹研究院より、基幹研究院規則に則り、分野に応じた教育組織である学部、大学院を担当し、生活科学部には学部長、その下に学科長を置き、役割分担と連携体制、責任の所在が明確な教員組織編成を行なっている。

- ② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 設置基準上必要とされる専任教員数の約2倍の教員が配置されており、教育活動を展開するために必要な教員が確保されている。また、専門科目のうち必修科目の約8割を専任教員の教授・准教授が担当していることも高く評価される。
- 生活科学部には、専任の教授20名、准教授15名、講師1名、助教7名、計43名が配置され、大学設置基準上の教員数(21名)、教授数(12名)を充たしている。また、教育上主要と認める授業科目に、専任の教授又は准教授を配置している。

- ⑤ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 教員の採用基準や昇格基準が定められウェブ上で公開されている。また教員の採用や昇進は研究院代議員会に設置された選考委員会において候補者の指導能力や研究業績に基づいて審議されている。
- 教員の採用基準や昇格基準等は、教員選考規則、教員選考基準に定められている。実際の選考、昇任にあたっては、研究院代議員会に選考委員会を設けて審査し、最終的には教育研究評議会で審議している。

基準3 教員及び教育支援者 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 設置基準上必要とされる教員数の約2倍の教員が配置され、専門科目のうち必修科目の約8割を専任教員が担当しており、必要な教員が確保されている。教員の採用・昇格・評価に関する基準や運用もまったく問題ない。
- 教員組織編成、必要な教員の確保、採用・昇格について妥当であると考え、「優れた点」についての状況を記述するほうが良い。

基準4 学生の受入

① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部の入学者受入方針は、「オールラウンドの学力を身に着けておくこと」と、ややあいまいな表現であるが、各学科の受入方針においては、高校時代に履修すべき科目について、具体的に定められている。
- 生活科学部及び各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、学部・学科の教育理念、教育目的等を踏まえ、明確に定められ、「学生募集要綱」、ホームページに掲載され、公表・周知されている。

② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 定められた入学者受入方針に沿う形で、大学入試センター試験と大学ごとの個別試験の科目が定められている。
- 生活科学部では、一般入試（前期日程、後期日程）、特別入試（多様な推薦入試、帰国子女、私費外国人留学生、第3年次編入学）を実施し、学力検査、小論文試験、面接、口述試験、新フンボルト入試によりアドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している。

③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 入学者選抜は複数の異なった方式により行われているが、それぞれ適正な体制により、実施されている。一般入試選抜終了後に、希望者には入試成績の開示を行っていることから、公正に実施されていると考えられる。
- 入学者選抜は、全学組織である入学試験実施委員会の下、学部入試実施部会を設置している。部会は、入試の実施に係る業務等を直接掌握し運営している。生活科学部教授会と部会は入学者選抜に関わる各種要綱決定から合格者決定まで合議制で行い、公正を確保している。

- ④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 入試推進室において、各種入試に関する問題点や改善点の把握、追跡調査やアンケートの分析を行い、それに基づいた入学者選抜の改善を行っている。
- 学長執務機構の下に入試推進室が設置され生活科学部の教員も室員である。推進室では各種入試の問題点や改善点を調査により把握し、入学者受入方針に沿った学生の受入について検証している。生活科学部では、検証に基づき、募集人員を変更、また新フンボルト入試を導入した。

- ⑤ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 平成 28～30 年度における生活科学部の入学定員に対する実入学者数の定員充足率は、105%～108%であり、適正な値である。
- 生活科学部の定員充足率は、108%（平成 29 年度）であり、適正な値である。全体として定員管理に関する取組が行われており、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られている。

基準4 学生の受入 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 入学者受入方針が定められ、それに沿った方法が採用され、実施されている。
- アドミッション・ポリシーの学科ごと、入試種類ごとの作成と公表や、きめ細かい入試方法の採用、特に平成 29 年度入試から先駆的に導入したAO入試（新フンボルト入試）の取組は評価できる。他方、定員管理についてはより厳しい定員管理が求められており、その対応が必要になると思われる。

基準5 教育内容及び方法

- ① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部と各学科のカリキュラム・ポリシーがそれぞれの特色を生かした内容で定められ、大学のウェブサイトに掲載されている。
- 学士課程共通の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、さらに学部、各学科の特色を活かした教育目的・教育課程の編成方針を策定し、大学ウェブサイト及び履修ガイドに掲載している。

- ② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部および各学科ごとに制定したカリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容と水準が授与される学位名「学士（生活科学）」において適切に反映されている。
- 専門教育については、カリキュラム・ポリシーに基づいて複数プログラム選択履修制度（主・強化・学際・副プログラム）を実施し、さらに全学科において卒業論文ないし卒業研究が課され、授与される学位名（生活科学）に対応した教育課程が編成されている。また、学生の最適な授業選択のため、「カラーコードナンバリング」を導入し、適切な教育水準に達することができるよう配慮している。

- ③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学部共通科目、全学共通科目、複数プログラム選択履修制度等により、学生の多様なニーズに十分応えている。
- 学部共通科目や全学共通科目履修の一定範囲での卒業単位化、複数プログラム選択履修制度の導入による選択肢の拡大、国内大学との単位互換制度、国外大学との交換留学制度、第3年次編入学、インターンシップの単位化、四学期制の導入等によって、学生の多様なニーズに応えている。専門科目は最新の学術の発展動向を反映し、各種資格取得も可能としている。

- ④ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 各学科ごとの分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習等が開講されており、TAの配置などの配慮がなされている。
- 生活科学部では、高度な総合性と実践性が必要とされ、それぞれの教育目的、教育の進度・分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスを考慮している。演習系と実験・実習系の科目では、授業を円滑に実施するためTAを可能な限り配置している。

- ⑦ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 英語に関しては基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われている。
- 「成績不信にある学生のチェック基準」による各学科教員の面談・指導、教員の「オフィスアワー」制度を活用する体制をとっている。英語については、入学時のTOEFL ITPスコアの結果に基づく英語の習熟度別クラス編成や英語学習相談室を開設し、重点的に取り組んでいる。

- ⑧ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部と各学科のディプロマ・ポリシーが明確に定められ、大学ウェブサイトに公開されている。
- 教育目標・特色、主な学習目標について明記した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、大学ウェブサイト及び履修ガイドに掲載している。

- ⑪ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 卒業認定基準が学則第16条および学部履修規定に定められており、履修ガイドや履修の手引きに掲載されている。また、その基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。
- 生活科学部の卒業認定の要件は、学則及び学部履修規程に定められ、履修ガイドや「生活科学部履修の手引き」に掲載し、学生に周知している。また、卒業認定は学科で定めた成績評価基準、評価方法に基づき審査会等で評価され、学部教授会での議を経て決定している。

基準5 教育内容及び方法 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーがそれぞれ整合性を持って策定、公開され、学生に周知されている。
- 生活科学部では、「生活者」の視点から、学生の多様なニーズ、学術的動向、社会の要請に応え、カリキュラム及び授業形態を工夫し、高度な知識、広い社会的視野、実践的な専門的スキルを身につけることができるように教育内容を充実させている。また、大学全体が行う成績評価基準やGPA制度を活用し、成績不振の学生には個別対応を行い、留年者の割合が少ない。

基準6 学習成果

- ① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部の標準修業年限内の割合が、平成 28 年度、平成 29 年度ともに9割前後であることは、各学年や卒業時において学生が身に付ける知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていることを示している。
- 標準修業年限内卒業の割合は、平成 28 年度、平成 29 年度ともに9割前後であり、学生の在学中の学習は順調に行われたと言える。留年率、休学率、退学率も低水準である。卒業論文は、各学科・講座において質の高いものが提出されるよう指導されている。資格免許の取得率も順調である。

- ② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 平成 28～29 年度に実施した授業アンケートの結果、ほとんどの項目において、肯定的な評価を得ており、学習成果は上がっている。
- 生活科学部の専門科目授業アンケート（「お茶の水女子大学授業アンケート結果フィードバックシステム（nigala）」）によると、シラバスの適切性、内容理解、熱意、説明・工夫、意欲喚起、関心高揚、評価法の適切性について肯定的評価を得ている。

- ③ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 高い就職率と進学率は学習効果が上がっていることを示している。
- 就職者（率）、進学者（率）の状況から見て、学習成果は上がっていると思われる。

基準6 学習成果 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 単位習得、進級、卒業、就職、進学すべての項目が、学習成果が上がっていることを示している。
- 在学中の単位取得状況、標準修業年限内での卒業率、就職率・進学者率はいずれも高い値を示している。また進路の状況も良好である。これらから、生活科学部の教育が学習成果として現れていると考えられる。

基準7 施設・設備及び学生支援

- ④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 図書室や自習室の開放など、自主的学習環境が整備されている。
- 教室1室が自習室として開放されている。また、学科・講座の図書・資料室、ノートパソコンの利用も可能である。学内的にも種々の自主的学習環境が整備されている。学生からの要望も出ていない。

- ⑤ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 入学時のガイダンスにおいて、授業科目、専門、専攻に関する詳細な説明がなされている。
- 生活科学部は、入学時に、複数の教員や上級生による詳細なカリキュラムの説明があり、ガイダンスが適切に実施されている。また、毎年『生活科学部 履修の手引き』を作成し、4年間の履修計画の情報を共有している。各学科では上級学年の支援も工夫して行なっている。

- ⑥ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことができる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部教員のオフィスアワー一覧の周知や教学IR・教育開発・学修支援センターにおける相談など、学習相談、助言、支援が適切に行われている。留学生や障害学生に対する学習支援も行われている。
- 生活科学部全教員のオフィスアワーが周知され、学生は学習相談に行くことができる。複数プログラム選択履修制度については、教学IR・教育開発・学修支援センターが全面的にサポートしている。留学生、障害学生についても、大学全体の取組として相談窓口や委員会体制を設けている。

基準7 施設・設備及び学生支援 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自主的学習環境、履修ガイダンス、学生支援のすべてにおいて、適切な体制が整っている。学生からの要望を聞く手段と機会を更に増やしてもよいかもしれない。
- 生活科学部では、学部独自の『履修の手引き』を作成し活用している。各学科・講座では、オリエンテーション、履修ガイダンス、合宿セミナーなどを工夫している。複数プログラム選択履修制度については、教
学IR・教育開発・学修支援センターが全面的にサポートしている。

基準8 教育の内部質保証システム

- ① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部を構成する各学科・講座は月1回以上の会議を開催し、そこで学習成果についての自己点検と評価を行うことにより、教育の質を保証している。
- まず、学生の受講状況等も見ながら学科・講座単位で議論し、次いで学部全体のカリキュラム委員会での検討を通じてカリキュラムの変更や運用の改善がなされ、それが学科・講座単位の教育に反映されるといふ継続的な取組が行われている。教員活動状況データベースの入力を通じて自己点検が行われている。

- ③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 消費者学学際プログラムや人間・環境学科におけるイノベーション型ワークショップなどにおいて、学外の関係者による意見を聴取している。今後、学部としての取組の充実にも期待したい。
- 学際プログラムにおいて、学外の実務家の意見を踏まえたプログラムの充実化がなされていたり、人間・環境科学科では保護者を定期開催している。平成29年度には、「企業・官公庁・学校アンケート」を実施することで、学外者の意見を反映できる体制を整備しているが、学部の取組とは成っていない。

- ④ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- ファカルティ・ディベロップメント講演会あるいは研修会について、1年間に行われている回数とそのタイトル、生活科学教員の参加状況等の記録を残しておくことが望ましい。また、原則としてすべての教員が何らかの形で参加すべきものとする。
- 授業アンケート（学修情報システム）や、少人数教育、学科・講座会議を活かし、学生の反応や要望への対応がなされている。また、学部共通科目や全学的なファカルティ・ディベロップメント講演会を通じて教授法の向上が図られているが、学部独自では行っていない。具体的改善事例について記述からは読み取れない。

基準8 教育の内部質保証システム の全体評価

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 教育の質保証を目的とした学部体制は機能していると考えられる。ファカルティ・ディベロップメントの内容については1年間に行われている回数とそのタイトル、生活科学部教員の参加状況等の記録を残しておくことが望ましい。
- 生活科学部は、各学科・講座を小人数の教員が構成しているという特徴と比較的小人数の授業が中心であるという特徴を活かして、学科・講座会議が教育及び学習の状況について情報を共有するとともに課題の解決策を議論する場として重要な機能を果たしており、学部として組織的に教育の質を維持・向上させる体制がおおむね機能している。

I－2 外部評価委員からの指摘事項に 対する対応・改善

外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善【生活科学部】

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
4	全体評価：定員管理の厳格化について ○ 定員管理についてはより厳しい定員管理が求められており、その対応が必要になると思われる。	○ 生活科学部では3年次編入の定員充足率が少し欠けることが課題であるが、すべての入試を統合し、学部単位で最終的に集計する積み上げ式を本学はとっており、全体としては110%以内に収まっている。今後も引き続き厳格に定員を管理していく。
7	全体評価：学生のニーズの聴取について ○ 自主的学習環境、履修ガイダンス、学生支援のすべてにおいて、適切な体制が整っている。学生からの要望を聞く手段と機会を更に増やしてもよいかもしれない。	○ 今後、学生からの意見を聴取できる機会や手段を検討して実施するとともに、収集した意見を分析して改善につなげる体制を検討していきたい。
8	観点③：学外関係者からの意見聴取について ○ 平成29年度には、「企業・官公庁・学校アンケート」を実施することで、学外者の意見を反映できる体制を整備しているが、学部の取組とは成っていない。	○ 全学的には学外の意見を聴取し、分析する体制があるが、生活科学部内での取組として、学部内で調査等を活用して改善を検討する体制の構築に取り組んでいく。
	観点④及び全体評価：FDの実施について ○ ファカルティ・ディベロップメント講演会あるいは研修会について、1年間に行われている回数とそのタイトル、生活科学教員の参加状況等の記録を残しておくことが望ましい。また、原則としてすべての教員が何らかの形で参加すべきものとする。考える。 ○ 学部共通科目や全学的なファカルティ・ディベロップメント講演会を通じて教授法の向上が図られているが、学部独自では行っていない。具体的改善事例について記述からは読み取れない。	○ 生活科学部独自のFDとして、平成30年度に、自身の授業の改善に活かすため、WGを2回開催してFDの方法について検討した上で、他の教員の授業に対する参観を実施した。参観後にはアンケートを行い、授業改善に活かしたい点を聴取するとともに、FDに関する意見や改善点を収集することにより、今後のFDの改善にもつなげていくこととしている。

I－3 平成 30 年度外部評価委員による 質疑・応答

平成 30 年度外部評価委員による質疑・応答【生活科学部】

Q1. 生活科学部で実施する文理融合の教育とは、科目を大学側が用意し、学生が選択履修することにより、学生自身の中で融合されていくということか。

A1. 生活科学部の専門科目についてはそのとおりである。ただし、全学レベルでは、一つのテーマを多角的な視点から学ぶ文理融合リベラルアーツといったカリキュラムが用意されており、その科目群を履修することを奨励している。

Q2. 今後、筆記試験（個別学力検査）も取り入れて推薦入試を復活させるといったことは考えているか。

A2. 今後、改めて推薦入試を実施するに至ったときは、学力を担保する方法を考慮して実施したい。

Q3. 入試形態別にアドミッション・ポリシーを作成して公開しているが、いつから実施しているか。

Q3. 入試形態別のアドミッション・ポリシーの公開は相当前から実施していたが、ポリシーが細分化しすぎていたため、入試形態にとらわれず全体として入試を実施する方針で、平成 30 年度からいくつか統合した。

Q4. アドミッション・ポリシーを統合したとのことだが、お茶大全体として求める学生像についても、各入試で細分化されていたものが統一されたという理解で良いか。

A4. 大学としてのアドミッション・ポリシーでグローバル女性リーダーの育成を掲げており、それに沿って一般的及び専門的な能力を備え、国際社会で活躍できる学生を選抜するという方針を定めている。

Q5. 定員管理の問題について、留学生については、一般入試を受験しても日本語能力等の問題により合格が難しいといった面もあるが、どのような対応を行っているか。

A5. 大学としては定員割れとならないよう、前期入試及び後期入試の合格者数を管理している。国費留学生を対象とした入試は一般入試とは別途実施しているが、私費留学生については一般入試の枠で受験することになっており、前期入試の段階で定員内に組み込まれている。

Q6. 学科に専門科目として設置されている数学や物理等の理系科目に関する授業は必修か。

A6. 例えば人間環境科学科では、「数学・物理学演習」を三段階に分けて設置しており、下のレベルのものは必修で上のレベルのものは選択としている。学科や科目によって必修のものもあり、選択のものもある。

Q7. 生活科学部の科目である「ライフ・イノベーション・ワークショップ・プログラム（LIDEE）」について、履修者数は何名か。

A7. 履修する学年を設定していないが、20 名程度履修している。「LIDEE」は問題解決型の授業で、学年等を考慮してグループ分けを行い、グループごとに課題に取り組んで発表し、企業の方などに見ていただくという形式を取っている。

Q8. お茶大で用いている授業アンケートの結果分析が有用であれば、他大学でも用いるべきと思われるが、どのように考えるか。

A8. 大変有意義であると考えている。例えば、コア科目系で評価が高いのはスポーツ健康系で、非常にきめの細かいメニューを実施しており、教員の意欲も高く、評価の高さにはそれなりの理由があると考えている。一方、大学として力を入れているが評価が低いのは情報系である。アンケートの数値の分析により、情報系の科目は必修であり授業科目数が多いが、非常勤講師が全科目を担当していたこと及び学生のレベル差に合わせて情報リテラシー教育を行う必要があったことを確認し、平成 30 年度から改革を始めている。

Q9. 学生の学習環境に関する満足度については、例えば、「利用しようと思ったら満席で使えなかった」等の声は上がっていないということか。

A9. 4年生は個別のゼミ・研究室に分かれるため各ゼミ・研究室の状況は把握できないが、1～3年生の段階ではそういった声は上がっていない。

Q10. カリキュラム委員会における検討を通じたカリキュラムの改善について、具体的な実施事例はないか。

A10. 平成 30 年度に心理学科を設立したことが挙げられる。実際の改善方法については、学科単位で教員から授業の状況や改善について聴取した意見を集約して実現するという方法を採用している。

Q11. 生活科学部に設置されている3学科（食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科：平成 29 年度時点）はそれぞれ独自性が高いと思われる。それを一つの学部としてアイデンティティーを持って上手く運営していくために、どこでどのような検討を行っているか。

A11. 生活科学部共通の授業として「生活科学概論」を設置しており、この科目は生活科学部として非常に重要な共通科目であると考えている。毎年、一つのテーマに沿って様々な学科・講座の教員が各専門の視点から授業を行うとともに、学部長が4月に第一回目の講義を行っている。学部長による講義では、「生活者の視点から」を生活科学部に共通するキーワードとして、各学科等の特徴や生活科学部の歴史等を講義することにより、生活科学部全体の特徴を学生に説明している。

Q12. 平成 30 年度に「心理学科」を新設した意義はどのようなものか。また、心理学科の定員設定は適切だと考えるか。

A12. 文教育学部に設置されていた「心理学コース」と生活科学部に設置されていた「人間生活学科発達臨床心理学講座」の違いについては、長年、学生からも指摘を受けていた。平成 30 年度から、これら二つを統合して「心理学科」として生活科学部に新設することに併せて、発達臨床心理学講座に設置されていた「保育・子ども学系」を、資格等の関係や分野の近接を踏まえ、文教育学部の人間社会科学科の一部と統合して同学部に「子ども学コース」を新設し、幼少一貫した教員免許取得及び教育が可能になった。これらにより、心理学科の設置は非常に意義があったと考えている。

定員の設定については、生活科学部の従来の定員を変えずに心理学科を設置した。元は、人間生活学科に3講座が設置されており、その定員が65だった。改組に当たって、人間生活学科の元の定員数65のうち、26名を心理学科、39名を人間生活学科の2講座分に振り分けた。この定員数の算定については、主任会議等で非常に綿密に検討を行った上で、教授会で審議して合意を得たものである。

心理学に関する組織を、人間生活学科の中に元の定員数で残しておくという方法もあったと思われるが、「学士（心理学）」の学位を出すため学科として設置した。

Q13. お茶大は女子大学として、今後もその特性を強調していくことと思うが、生活科学部はそれに直結する学部として運営していると理解している。生活科学部の「生活者の視点」という概念は、女子教育でなくても、共学でもどの学問分野でも共通するものと思われる。それを追求すると女子大としての方向性が希薄になると思われるが、今後の学部の進め方をどのように考えているか。

A13. 生活科学部の教員構成は女性教員が半数を超えており、特に食物栄養学科では、数年前まで 10 名中 8 名が女性教員という状況であり、その中には本学出身者もいる。こうした状況において、「生活者の視点」ということを様々な立場から学生にも助言でき、研究も生活に密着している。これらは男女共学でもできることではあるが、生活科学に関わっており、将来像を重ねることができる教員が多く、ロールモデルになっているということが、生活科学部の特徴であると思う。

Ⅱ 外部評価委員の総評

お茶の水女子大学 部局（生活科学部）の自己点検・評価に関する意見書

東京農業大学 応用生物科学部 教授 中山 勉

総 評

「自己評価書の書面調査」と「平成31年1月11日の訪問調査」により、資料の収集、自己評価書の作成、訪問調査の対応等の全般にわたって、教職員の熱意と努力を感じることができた。書面調査の時点では簡易評価シートの判定理由欄に具体的な説明を求めた項目がいくつかあったが、ほとんどの項目において訪問調査の時点で適切な回答を得られ、最終的に重大な問題点はないと判断した。

日本国内において国立の女子大学はお茶の水女子大学と奈良女子大学の二大学だけであり、教員数や学生数から中規模の大学として位置づけられている。どちらも女子大学としての存在意義を追求する過程でジェンダーの問題に正面から取り組んでいる点が高く評価できる。世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数（2017年）によると日本は144カ国中110位でG7の中では最下位であり、国としての取り組みがまだまだ不足していると思われる。お茶の水女子大学生活科学部はいままで各方面で多くの人材を輩出しており、今後もジェンダーの問題のうち特に生活に密着した教育研究領域において指導的な役割が期待される。

お茶の水女子大学生活科学部は女子高等師範学校時代から、名実ともに国内外の家政学分野の研究と教育をリードしてきた。生活科学部への名称変更とともに、その学科構成も変わってきたが、本分野の先頭に立って、改革をリードし続けている。本学部は「生活者の観点からの学術」という点を学是としており、今後も時宜を得たテーマを担っていくことが期待される。例えば食品栄養学分野においては、「安心安全」という語句がよく使われるが、「安全」は生産者としての自然科学的観点を中心であるのに対し、「安心」は消費者としての心理学的観点も加わっている。この問題を学問の対象とするには、「心理学」に加えて「倫理学」や「統計学」に基づいた解析など広範な学問領域の結集が必要であり、本学部の取り上げるべき研究テーマとして最適と考えられる。生活科学部の各学科では、生活者あるいは消費者の観点から幅広い教育研究が続けられてきたが、今後は情報技術の活用や介護などの今日的な課題に対してもその対象を積極的に広げていただきたい。

「調理実習」を視察して、学生の活気に圧倒された。この実習は最重要科目の一つと思われるが、何人かの評価委員が実習室の狭隘さを感じていた。安心、安全を踏まえた調理実習を国内外で先導するためにも、今後の増改築や新設の検討を期待したい。

お茶の水女子大学 生活科学部の自己点検・評価に関する意見書

日本女子大学 家政学部長 堀越 栄子

総 評

全体として、生活科学部における教育・研究内容および運営・組織体制は充実している。

生活科学部は、平成30年からは心理学科が設置され、講座制が廃止となり、現在、自然科学系の食物栄養学科、人間・環境科学科、人文科学系の人間生活学科、心理学科の4学科が設置され、文理融合の総合応用科学としての生活科学を特徴とし、人間と生活と環境への多角的な視点と複合的なアプローチにより生活の質を再検討している。また、生活科学部に解決が期待される現代の問題について、生活者の視点から、環境や社会との関係の中で、総合的に、実践的に問題に取り組む姿勢を生活科学部の特色としている。

教育課程としては、専門教育における複数プログラム選択履修制度の導入による選択肢の拡大、単位互換制度、交換留学制度、第3年次編入学、インターンシップの単位化、四学期制の導入等によって、学生の多様なニーズに対応している。生活科学部には、専任の教授20名、准教授15名、講師1名、助教7名、計43名が配置され、大学設置基準上の教員数（21名）、教授数（12名）を充たしている。また、演習系と実験・実習系の科目では、TAが可能な限り配置されている。また、毎年『生活科学部 履修の手引き』を作成し、4年間の履修計画の情報を学生と共有している。

専門科目授業アンケート（「お茶の水女子大学授業アンケート結果フィードバックシステム（nigala）」）によると、「シラバスの適切性、内容理解、熱意、説明・工夫、意欲喚起、関心高揚、評価法の適切性」について肯定的評価を得ている。

学生についてみると、生活科学部の定員充足率は108%（平成29年度）であり、適正な値である。標準修業年限内卒業の割合は平成28年度、平成29年度ともに9割前後であり、学生の在学中の学習は順調に行われたと言える。留年率、休学率、退学率も低水準である。資格免許の取得率も順調であり、就職者（率）、進学者（率）の状況も良好である。

しかしながら、さらに期待したいことを3点述べたい。

第1は、生活科学部の特徴を、「文理融合の総合応用科学としての生活科学を学ぶ点にある」とし、専門教育における複数プログラム選択履修制度の導入により選択肢の拡大をはかっているものの、学部として目指す「文理融合型」がわかりにくいと、理解を促進する説明が必要であろう。

第2は、生活科学部が、各学科・講座を少人数の教員が構成しているという特徴と比較的少人数の授業が中心であるという特徴を持ち、高密度の講義、少人数の実験・実習・演習、個々に応じた卒業論文作成指導を基軸とし、思考力と対話能力を広めかつ深めている、まさにそのことから生じる問題である。現役学生及び卒業生等との面談の中で、「少人数であるのでアットホームであるが刺激が少ない」「いつも同じ人ばかりと意見交換をしている」「女性ばかりなので率直な意見交換になりにくい」という意見があった。学科やゼミにより状況が異なると思われる、また大学としてはインターンシップ等々の機会を提供しているが、検討していただきたい課題である。

第3に、中・高等学校の家庭科の教員免許取得者の少なさである。卒業生が日本の家庭科教育をリードして来たと言っても過言ではなく、生活科学部は家庭科の教員免許を取得しやすいカリキュラムになっており、また、環境や社会との関係の中で、総合的に、実践的に問題に取り組む姿勢を特徴としている。現代の生活問題にセンシティブな生活者の育成に寄与できる人材養成とフォローを期待したい。なお、学生との面談で、食物栄養学科ではなぜ家庭科教員の免許を取得できないのかという不満が示された。

Ⅲ 参考資料

○国立大学法人お茶の水女子大学評価指針

平成17年 1 月20日

制 定

この指針は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、学則第1条に定める本学の目的に基づき、教育研究の自由を尊重し、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的な向上を図るために、大学評価（以下単に「評価」という。）の指針を定める。

1 評価の目的

ここでいう評価とは、大学が行う教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営に関して、大学が自ら実施する自己点検・自己評価（以下「自己評価」という。）のことであり、全学評価、部局等評価、個人評価から構成される。

その目的は、教育研究機関としての大学が、大学自治を最大限に生かしつつ、主体的・自律的に大学を運営し、その社会的説明責任を果たすべく、大学の設置理念と使命（ミッション）に照らして、自ら公正かつ客観的に諸活動を点検・評価し、大学の教育研究活動等の質を保証し、その一層の向上に資することにある。

その意味で、評価は、大学組織の目標を適正にかつ効率的に達成し、社会的使命を果たす上で必要不可欠な活動であり、使命実現のためのPDCA（Plan-Do-Check-Action、計画－実行－評価－改善）の過程の一環として位置づけられる。

そのためには、上記PDCAの観点から、評価結果を、評価を受けた個人又は各部局等に報告・フィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、広く評価結果を社会へ発信することにより、本学の現況を明らかにし、公共機関としての本学の責務を果たすことが求められる。

2 評価の基本方針

1の目的を達成するための評価の基本方針としては、次の観点に基づくことが必要である。

(1) 施策支援機能

大学自治と教育研究の自由を最大限に生かし、本学の使命実現と本学教職員の意欲を高め、本学の活性化を図るとともに、これを通して本学の中期的・長期的目標を実現するための、評価制度設計を有すること。

(2) 情報提供機能

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、情報提供と説明責任を果たすためのものであること。

(3) 質の保証・改善機能

本学の教育研究活動等の質と水準を維持・向上させるためのものであること。

(4) 自己反省機能

本学において蓄積してきた自己評価の経験を踏まえ、進化する評価システムにふさわしい制度設計を行い、そのための評価システムの評価組織を組み込むこと。

(5) 認証評価対応機能

認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）に対応し、それに配慮したものであること。

(6) 中期目標・中期計画の達成度評価を含む業務実績評価対応機能

国立大学法人評価委員会による業務実績評価のスキーム（国立大学法人法第31条の2）に対応し、それに配慮したものであること。

3 教職員の義務と権利

本学教職員は、高等教育機関の使命を達成する役割を自覚し、その職責を果たし、結果を示し、質を高めるよう努力しなければならない。そのために、教職員は、自らの教育活動、研究活動、社会貢献・産学（官）連携活動、国際活動、大学運営活動を自己評価し、また、大学が行う評価活動に参加する義務を負う。

同時に、本学教職員は、評価活動によって自己の専門的能力を向上させ、評価方法、評価結果、評価システムについて意見を述べる機会と権利を有する。

4 評価情報の取扱いに関する責務

評価情報の取扱いに関しては、1の目的及び2の基本方針以外に用いないこと、個人情報保護に留意すること等の責務が遵守されなければならない。

5 評価の内容と方法

評価は、全学評価、部局等評価、個人評価の3つのレベルを設定し、それぞれのレベルにおいて、教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営の5対象領域について、自己評価を実施することを基本とする。また、客観的水準を確保するため、必要に応じて外部評価を実施するものとする。

各レベルにおける対象領域ごとの具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項については、全学評価要項、部局別評価要項、個人活動評価要項に定めるものとする。

なお、評価項目及び評価方法を策定するにあたっては、国内外のスタンダードに照らした外部基準と、本学固有の使命に基づく中期目標・中期計画に照らした内部基準に配慮した設計を行うものとする。

6 総合評価室の役割

総合評価室は、評価指針、評価要項及び評価実施要項の策定並びに評価の企画・立案及び実施に関する総合的な業務を担当する。

総合評価室が評価の企画・立案を行うに際しては、教育研究評議会等を通じて本学教職員の意思を最大限反映することが求められる。

総合評価室は、評価システムを進化させる方法を開発し、評価システムのあり方について不断に審議、検討し改善を図るための機会を組織、コーディネートする。

7 評価結果の公表

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、社会の理解と信頼を得るための説明責任を十分に果たすという情報提供機能の見地から、総合評価室は、個人情報保護に配慮しつつ評価結果をWebや報告書等で公表する。ただし、個人評価については、原則公表はしないものとする。

8 教育研究活動等において評価の果たす役割

評価結果は、総合評価室から評価を受けた個人や部局等にフィードバックされるとともに、本学の教育研究活動等及び大学運営に反映されなければならない。

9 認証評価機関・国立大学法人評価委員会における評価と大学の評価

本学の評価は、公的第三者評価の法的要請に応え、また全体としての評価コスト削減の観点から認証評価制度（学校教育法第109条第2項）、国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2）等のスキームに対応し、それに配慮したものであることが求められる。しかしながら、本学における評価の目的に照らして、独自の内容と水準、方法が設定されなければならない。

10 部局等における自己評価と大学の評価

評価の中心は部局等における自己評価であり、それをもとに大学全体の評価が行われるため、両者の関係は密接である。したがって、総合評価室は、各部局等において精査される評価項目と観点に共通枠組みを設定し、部局等における自己評価及び外部評価を全学評価にリンクさせる制度設計を講じる。ただし、このことは、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

11 資源配分・人事考課と大学の評価

評価結果は、学内の人事考課・資源配分等に反映・利用されることが考えられる。しかしながら、評価はあくまでも、大学自治と教育研究の自由を尊重し大学

がその社会的責任を果たすべく、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的向上を図るためのものである。

総合評価室は、このような観点から、評価結果の用いられ方についての注視機能をもつ。

1 2 評価コスト

評価方法とそれに基づく諸施策は、費用対効果を視野に入れ、「評価疲れ」を起こさないように、たえず改善と充実に努めなければならない。そのために、総合評価室は、人的コストの極小化、データベース構築等を含め、費用対効果の改善のための手段を講じる必要がある。

1 3 改廃

この指針の改廃は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この指針は、平成17年 1 月 20日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年 3 月 28日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

平成23年10月19日

制 定

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、部局等評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 部局の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織

評価組織として、部局等自己評価委員会と部局等外部評価委員会を部局等ごとに構成する。

- ① 各部局等自己評価委員会は、当該部局等の長及び当該部局等の教員から選出された委員により構成し、委員長は部局等の長とし、委員は部局等の長が任命する。
- ② 各部局等自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、部局等外部評価委員会に提出する。この場合において、当該部局等の特性に基づき、各観点を取捨選択し、それについて、自己評価書を作成するものとする。

- ③ 各部局等外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は当該部局等の長の推薦により学長が委嘱する。
- ④ 各部局等外部評価委員会は、②により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- ⑤ 総合評価室は、評価結果を整理し、各部局等の長及び学長に報告する。
- ⑥ 学長は、⑤の評価結果に基づき、改善が必要と認められるときは、当該部局等の長に改善指示を行うことができる。
- ⑦ 各部局等の長は、⑤の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は⑥の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。

3 評価結果に対する異議の申立て

各部局等の長は、当該部局等の評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- ① 部局等の長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に当該部局等外部評価委員会に異議を申し立てる。
- ② 部局等の長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、当該部局等外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該部局等の長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該部局の長及び学長へ通知する。

4 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、7年以内ごとに1回実施するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価実施要領は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

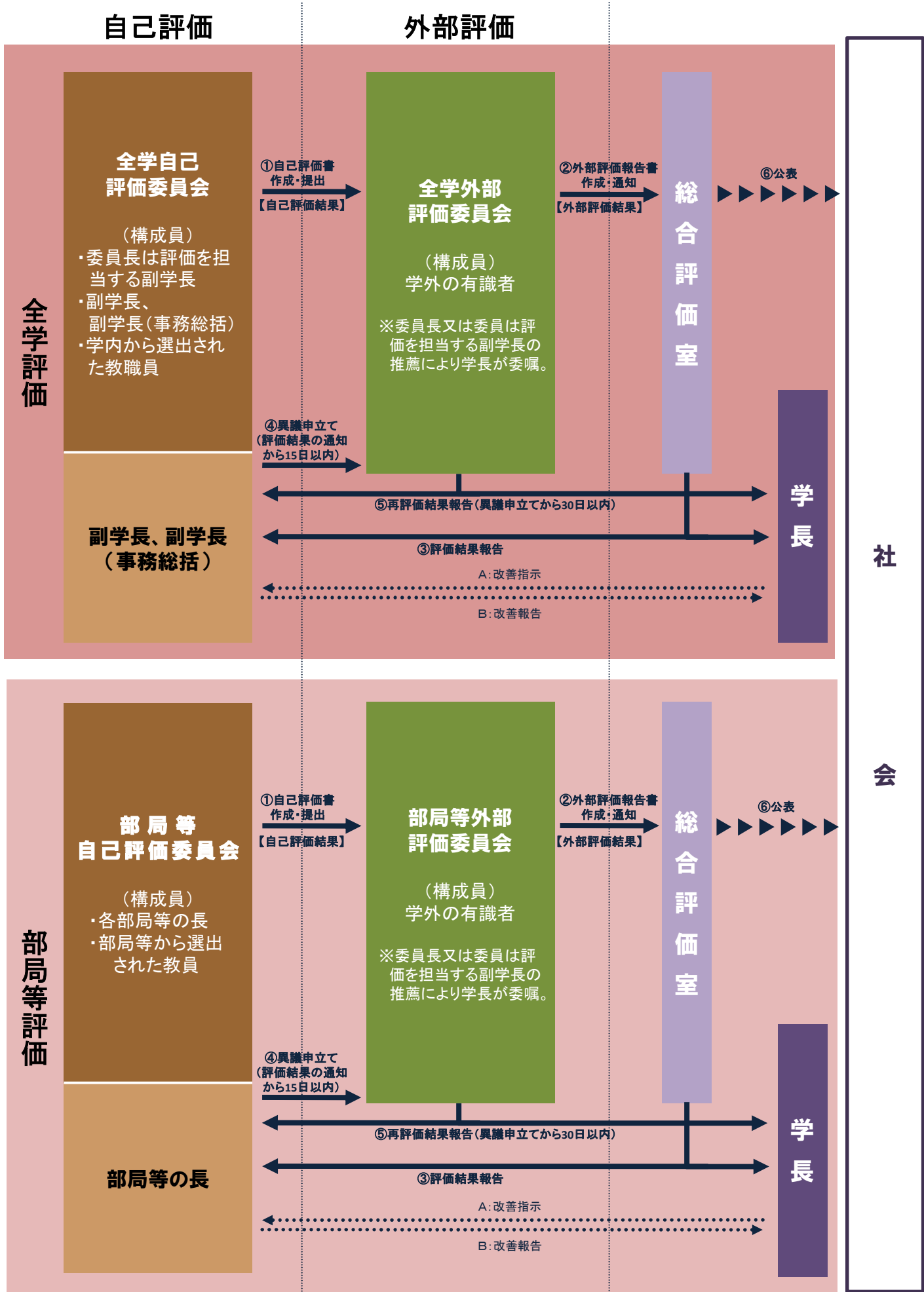
附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

大学評価の実施体制(全学評価・部局等評価)



外部評価委員会委員名簿

担当部局等	氏 名	所属機関・職位
全学・大学院	浅 島 誠	帝京大学 学術顧問・特任教授
全学・大学院	石 井 洋二郎	東京大学 理事・副学長
文教育学部・大学院	伊 藤 徳 也	東京大学大学院総合文化研究科 教授
文教育学部・大学院	松 浦 良 充	慶應義塾大学 文学部長
理学部・大学院	上 野 健 爾	四日市大学 関孝和数学研究所長
理学部・大学院	桂 利 行	東京大学 名誉教授
生活科学部・大学院	中 山 勉	東京農業大学応用生物科学部 教授
生活科学部・大学院	堀 越 栄 子	日本女子大学 家政学部長

(敬称略、職名は委嘱時、五十音順掲載)

お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

役職	氏名
学長	室伏 きみ子
理事 副学長（教育改革・入試改革・学術情報担当）	三浦 徹
理事 副学長（総務・男女共同参画担当）	猪崎 弥生
理事 副学長（研究・イノベーション担当）	森田 育男
副学長（国際交流・海外同窓会担当）	佐々木 泰子
副学長（広報・理系女性教育開発・同窓会担当）	加藤 美砂子
副学長（学校教育開発支援・社会連携担当）	千葉 和義
文教育学部長	新井 由紀夫
理学部長	山田 眞二
生活科学部長	仲西 正
大学院人間文化創成科学研究科長	菅原 ますみ
総合評価室長	小玉 亮子

（※ 上記以外に、各部局の教授等が陪席者として一部出席。）